

(その1)

3029

収 支 報 告 書

令和5年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) いずみけんたこうえんかい
泉健太後援会

2 主たる事務所の所在地 京都府京都市伏見区深草加賀屋敷町3-6 ネクスト21-II 1F

3 代表者の氏名 山田 和美

4 会計責任者の氏名 野本 菜生

事務担当者の氏名 野本 菜生

(電話) 075-646-5566

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ その他の政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額					5	4	3	5	1	5	5
(前 年 からの繰越額)					3	1	3	2	0	5	5
(本 年 の 収 入 額)					2	3	0	3	1	0	0
支 出 総 額					2	0	0	0	4	3	3
翌 年 への繰越額					3	4	3	4	7	2	2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額								備 考	
(ア) 個人からの寄附				1	1	4	0	1	0	0	
(うち特定寄附)										0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ウ) 政治団体からの寄附										0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				1	1	4	0	1	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										0	
イ 政党匿名寄附										0	
合 計 (ア + イ)				1	1	4	0	1	0	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額							備考
		十億	百万	千				円	
1	健友会開催事業			1	7	2	0	0	0
2	健球会開催事業			9	9	1	0	0	0
この頁の小計			1	1	6	3	0	0	0
合 計			1	1	6	3	0	0	0

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		1.個人	備考
行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額								年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	
		十億	百万	千	円								
1	岡本秀巳			1	0	0	0	0	0	R5/6/27	京都府京都市伏見区深草西浦町1-24	会社役員	
2	岡本秀巳			1	0	0	0	0	0	R5/11/30	京都府京都市伏見区深草西浦町1-24	会社役員	
3	(小計)			2	0	0	0	0	0				
4	大竹千代子			5	0	0	0	0	0	R5/1/12	千葉県我孫子市安孫子2-5シティA棟634	無職	
5	須田哲雄			1	0	0	0	0	0	R5/2/18	広島県広島市中区白島中町15-18-301	会社員	
6	中杉憲之				5	0	0	0	0	R5/3/2	兵庫県西宮市上之町35-21	会社員	
7	頼成爲重			9	8	0	0	0	0	R5/5/16	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町11-1	無職	
8	井上登司行			1	0	0	0	0	0	R5/6/12	京都府京都市伏見区下烏羽西柳長町144-1	会社員	
9	辻嘉津子				2	0	0	0	0	R5/6/23	京都府向日市物集女町南条63-12	士業	
10	水上龍人				3	0	0	0	0	R5/7/31	*1	調理師	
11	山田修			1	0	0	0	0	0	R5/11/16	京都府城陽市水主森ノ東50-5	会社役員	
12	森健一			1	0	0	0	0	0	R5/12/26	京都府京都市伏見区大宮町597-1 ルミエール丹波橋214	団体職員	
13	安積烈史				5	0	0	0	0	R5/11/2	兵庫県加西市北条町東高室930 ヴィラグレイスフルA102	公務員	
	この頁の小計			9	4	3	0	0	0				
	その他の寄附			1	9	7	1	0	0				
	合 計		1	1	4	0	1	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額							備 考	
		十億	百万	千				円		
1 経 常 経 費								0		
(1) 人 件 費								0		
(2) 光 熱 水 費								0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費								0		
(4) 事 務 所 費				1	1	1	8	1	5	
小 計				1	1	1	8	1	5	
2 政 治 活 動 費								0		
(1) 組 織 活 動 費								0		
(2) 選 挙 関 係 費								0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			1	8	8	8	6	1	8	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				7	2	8	4	8	5	
イ 宣 伝 事 業 費								0		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費								0		
エ そ の 他 の 事 業 費			1	1	6	0	1	3	3	
(4) 調 査 研 究 費								0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								0		
(6) そ の 他 の 経 費								0		
小 計			1	8	8	8	6	1	8	
合 計			2	0	0	0	4	3	3	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所 の所在地）	備考
		十億	百万	千	円								
1	政治資金監査報酬			9	9	7	9	0	R5/6/22	久保美雄	京都府京都市伏見区桃山筒井伊賀西町40シコービル2階東		
2	政治資金監査報酬源泉所得税			1	0	2	1	0	R5/7/10	伏見税務署	京都府京都市伏見区鑓屋町無番地		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分				3.機関紙誌の発行事業費				(発送費)			
支出の目的		金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務 所の所在地）				備考		
		十億	百万	千	円												
OPP袋				2	9	7	0	0	R5/3/9	ワークアップ株式会社		京都府京都市南区久世東土川町193-1					
郵送代				6	9	8	2	3	5	R5/3/24	株式会社グッドワーク		京都府京都市南区久世東土川町200-3				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 6. その他の事業費 (健友会)			
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	賞品代				1	8375	R5/6/28	イズミヤ六地藏店	京都府京都市伏見区桃山西尾12-2	
2	会場使用料実費弁済				2	3400	R5/6/29	山下悠介	京都府京都市伏見区醍醐落保町12	
3	賞品代				1	4461	R5/11/30	イズミヤ六地藏店	京都府京都市伏見区桃山西尾12-2	
4	賞品代				2	5000	R5/12/12	イズミヤ六地藏店	京都府京都市伏見区桃山西尾12-2	
5	会場使用料実費弁済				2	0800	R5/12/14	山下悠介	京都府京都市伏見区醍醐落保町12	
この頁の小計					1	02036				
その他の支出					6	8146				
合 計					1	70182				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 6.その他の事業費 (健球会)			
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	賞品代				2	4 0 0 0	R5/4/20	京極屋	京都府京都市伏見区東大手町769	
2	賞品代				1	5 0 0 0	R5/4/21	樹はな	京都市伏見区深草中川原町13	
3	賞品代				3	3 0 0 0	R5/4/25	叶興産株式会社	京都府綴喜郡宇治田原町奥山田長尾31-2	
4	飲食会場費				5	4 6 0 0	R5/4/25	RRHハレーソンス合同会社	京都府京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1	
5	郵送代				1	0 1 0 0	R5/4/30	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計					9	2 5 1 0 0				
その他の支出					3	3 4 2 1				
合 計					9	5 8 5 2 1				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分				6.その他の事業費		(乙訓春の集い(令和6年開催分))	
行番号	支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円												
1	会場使用料			3	1	4	3	0	R5/12/17	大阪ガスビジネススクリエイト㈱	京都府長岡京市神足2-3-1バンビオ1番館内						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月24日

政治団体の名称 泉健太後援会

会計責任者の氏名 野本 菜生

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その7	*1	愛知県名古屋市千種区若水2丁目3-4 サンマンション千種公園F209
1.個人		

政治資金監査報告書

令和6年5月24日

泉健太後援会

代表 山田 和美 殿

登録政治資金監査人 久保 美雄

登 録 番 号 第 931 号

研修修了年月日 平成21年1月16日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、泉健太後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、泉健太後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

泉健太後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、泉健太後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上